【医療従事者等の範囲】

- 病院、診療所等において、新型コロナウイルス感染症患者(疑い患者(注)を含む。以下同じ。) 1 む。以下同じ。)に頻繁に接する機会のある医師、その他の職員
 - ※診療科、職種は限定しない。(歯科も含まれる)
- 薬局において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する機会のある薬剤師、その他の 職員(登録販売者を含む。)
 - ※当該薬局が店舗販売業等と併設されている場合、薬剤師以外の職員については専ら薬局 に従事するとともに、主に患者への応対を行う者に限る。
- 新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等、海上保安庁職員、自衛隊職員 3 ※救急隊員等の具体的範囲は、新型コロナウイルス感染症患者(疑い患者を含む。)の搬送 に携わる者である。
 - 自治体等の新型コロナウイルス感染症対策業務において、新型コロナウイルス感染症患者に 頻繁に接する業務を行う者
 - 1 感染症対策業務
 - ※以下のような業務に従事する者が含まれる。
 - ・患者と接する業務を行う保健所職員、検疫所職員等
 - 宿泊療養施設で患者に頻繁に接する者
 - 自宅、宿泊療養施設や医療機関の間の患者移送を行う者
 - 2 予防接種業務

自治体が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の特設会場を設ける場合については、 当該特設会場は医療機関であることから、予防接種業務に従事する者であって、新型コロナ ウイルス感染症患者と頻繁に接すると当該特設会場を設ける自治体が判断した者を接種対象 とすることができる。

【高齢者施設等従事者の範囲】

下記の施設で従事する者

- 〇介護保険施設
 - 介護老人福祉施設
 - · 地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護
 - 介護老人保健施設
 - 介護医療院
- 〇居住系介護サービス
 - ・特定施設入居者生活介護
 - 地域密着型特定施設入居者生活介護
 - 認知症対応型共同生活介護
- 〇老人福祉法による施設
- 〇生活保護法による保護施設
 - 救護施設
 - 更生施設
 - ・宿所提供施設
- ○障害者総合支援法による障害者支援施設等
 - 障害者支援施設
 - 共同生活援助事業所
 - 重度障害者等包括支援事業所(共同生活援助を提供する場合に限る)
 - ・ 福祉ホーム
 - 養護老人ホーム
 - 軽費老人ホーム
 - ・有料老人ホーム
- 〇高齢者住まい法による住宅
 - ・サービス付き高齢者向け住宅
- ○その他の社会福祉法等による施設 ・社会福祉住居施設(日常生活支援住居施設を含む)
 - ・生活困窮者・ホームレス自立支援センター
 - 生活困窮者一時宿泊施設
 - ・原子爆弾被爆者養護ホーム
 - 生活支援ハウス
 - 婦人保護施設
 - ・矯正施設(※患者が発生した場合の処遇に従事する職員に限る)
 - 更生保護施設

【居宅サービス事業所及び訪問系サービス事業所の従事者】

下記のサービスを行う事業所に従事する者

(居宅サービス等(介護))

訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅療養管理指導、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、福祉用具貸与、居宅介護支援

(注)各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を含む。

(訪問系サービス等(障害福祉))

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援(訪問系サービス等を提供するもの)、自立生活援助、短期入所、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型、B型)、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

(注)地域生活支援事業(訪問入浴サービス、移動支援事業、意思疎通支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、生活訓練等、相談支援事業)を含む。